

地域振興5法別計画記載項目一覧

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法	半島振興法	離島振興法	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S28(～H35.3.31)	H5
方針	過疎地域自立促進方針	山村振興基本方針			
計画名称	県	過疎地域自立促進都道府県計画	半島振興計画	離島振興計画	
	市町村	過疎地域自立促進市町村計画	山村振興計画	(離島振興計画)※県へ提出	農林業等活性化基盤整備計画
記載項目	地域の自立促進に関する基本的方針に関する事項	振興の基本方針		離島の振興の基本的方針に関する事項	
	農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項	農業経営及び林業経営の近代化、 <b>観光の開発</b> 、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、 <b>再生可能エネルギーの利用</b> の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する事項	農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項	農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項	
				観光の開発に関する事項	
				再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項	
				自然環境の保全及び再生に関する事項	
				離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項	
	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項	基幹的な道路、港湾、空港等の <b>交通施設及び通信施設の整備</b> その他の当該半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の <b>交通通信の確保</b> に関する事項	本土と離島及び離島並びに離島内の <b>交通通信を確保</b> するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の <b>交通施設及び通信施設の整備</b> 、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な	
			国内及び国外の地域との <b>交流の促進</b> に関する事項	国内及び国外の地域との <b>交流の促進</b> に関する事項	
	生活環境の整備に関する事項		生活環境の整備に関する事項	生活環境の整備に関する事項	
	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項		高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	
	医療の確保に関する事項	医療の確保、介護サービスの確保、 <b>高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備</b> 、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項	医療の確保等に関する事項	医療の確保等に関する事項	
				介護サービスの確保等に関する事項	
	教育の振興に関する事項		教育及び文化の振興に関する事項	教育及び文化の振興に関する事項	
	地域文化の振興等に関する事項				
	集落の整備に関する事項				
		水資源の開発及び利用に関する事項			
		雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項		
		水害、風害、地震災害その他の災害を防止するために必要な国土保全し施設等の整備その他の防災対策に関する事項	水害、風害、地震災害その他の災害を防止するために必要な国土保全し施設等の整備その他の防災対策に関する事項		
				農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項	
				農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であって、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項	

地域振興5法の比較表

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法	半島振興法	離島振興法	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S18(～H35.3.31)	H5
目的	<p>この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定め</p>	<p>この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p>	<p>この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国</p>	<p>この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義等) 第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。</p>

地域振興5法の比較表

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法	半島振興法	離島振興法	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S18(～H35.3.31)	H5
目標・理念等 ほか 参考事項	<p>(疎地域の自立促進のための対策の目標)</p> <p>第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進しなければならない。</p> <p>1 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、<b>産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大</b>すること。</p> <p>2 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び<b>地域間交流を促進</b>すること。</p> <p>3 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の<b>生活の安定と福祉の向上</b>を図ること。</p> <p>4 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。</p> <p>5 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条の2 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたつてそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 山村の振興は、山村における<b>産業基盤及び生活環境の整備等</b>を図るとともに、地域の特性を生かした<b>産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等</b>を通じた魅力ある<b>地域社会の形成</b>及び<b>地域間交流の促進</b>等による山村への<b>移住の促進</b>を含めた山村における<b>定住の促進</b>を図ることを旨として、行われなければならない。</p>	<p>(指定)</p> <p>第2条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。</p> <p>1 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。</p> <p>2 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。</p> <p>三 産業の開発の程度が低く、<b>雇用の増大</b>を図るため<b>企業の立地の促進</b>等の措置を講ずる必要がある地域であること。</p> <p>2 都道府県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>3 都道府県は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。</p>	<p>(基本理念及び国の責務)</p> <p>第1条の2 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、<b>地域間の交流の促進</b>、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における<b>定住の促進</b>が図られることを旨として講ぜられなければならない。</p> <p>2 国は、前項の基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>(農林業等活性化基盤整備計画)</p> <p>第4条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画(以下「<b>基盤整備計画</b>」という。)を作成することができる。</p> <p>…(略)…</p> <p>7 基盤整備計画は、<b>過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</b></p>